

(目的)

第1条 この条例は、ハト・カラスへの給餌による被害の防止について必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ハト・カラス 自ら所有せず、かつ、占有しないドバト、ハシブトガラス及びハシボソガラスをいう。
- (2) 給餌 ハト・カラスに餌を与えること（ハト・カラスが集散することを認識しながら、ハト・カラスが食べることができる場所に他の動物へ与えた餌を放置する行為を含む。）をいう。
- (3) ハト・カラスへの給餌による被害 次のいずれかに該当するものにより、区民等又は被害箇所の管理者による苦情や相談があり、被害が確認できる状態をいう。
 - ア 給餌による餌を目当てに集散するハト・カラスの鳴き声その他の音
 - イ 給餌による餌の残さ、給餌による餌を目当てに集散するハト・カラスのふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気
 - ウ 給餌による餌を目当てに集散するハト・カラスの羽毛
 - エ 給餌による餌を目当てに集散するハト・カラスの威嚇行為
 - オ 給餌による餌又は給餌による餌の残さが原因となって発生するねずみ又は害虫等
- (4) 区民等 区民及び区の区域内（以下「区内」という。）に滞在する者（通過する者を含む。）又は区内の土地を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。
- (5) 事業者 区内において、事業活動を行う全てのものをいう。
- (6) 団体 区民等又は事業者を構成員として活動する団体及びこれらの連合体をいう。
- (7) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署及び消防署、国道又は都道を管理する事務所その他の行政機関をいう。
- (8) 公共の場所 区内の道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所（私有地であって、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地を含む。）をいう。

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、必要な施策を推進しなければならない。

- 2 区は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、区民等、事業者、団体及び関係行政機関と連携協力し、施策の効果が最大限に発揮できるよう努めなければならない。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、良好な生活環境を確保するため、ハト・カラスへの給餌による被害を生じさせることがないよう努めなければならない。

- 2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

(区民等の禁止事項)

第5条 区民等は、次の各号に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 公共の場所において、ハト・カラスへの給餌を行うこと。
- (2) ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせること。

(事業者及び団体の責務)

第6条 事業者及び団体は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

(関係行政機関の責務)

第7条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区民等、事業者及び団体の取組並びに区の施策に協力するものとする。

(指導)

第8条 区長は、第5条第2号の規定に違反した者に対し、当該行為の是正又は中止を指導することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第8条に規定する指導に従わずに、ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。